

香川県水産試験場敷地地歴調査業務仕様書

第1章 総括事項

第1節 一般的事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号、以下「法」という。）に基づき、香川県水産試験場が実施する香川県水産試験場（以下「水試」という。）敷地における地歴調査に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、法、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号、以下「令」という。）、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）、土壤汚染対策法に基づく環境省告示（以下「告示」という。）、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日環水大土発第1903015号）など土壤汚染対策法の施行通知並びに土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版（以下「ガイドライン等」という。）による外、水試と受託者との協議により実施する。

2 委託業務の名称

香川県水産試験場敷地地歴調査業務（以下「業務」という。）

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

4 委託業務の内容

本業務は、水試敷地（以下「敷地」という。）において地歴調査を行い、結果を取りまとめ調査等報告書を作成するものである。

当該報告書のうち、地歴調査については、敷地内のいかなる場所で法第4条第1項に定める土地の形質の変更を行う場合であっても、法第4条第2項に定める都道府県知事への土壤汚染状況調査の結果の提出に使用できるものであること。

ただし、法第4条第1項の土地の形質変更届を提出後に初めて明らかになる地歴調査がある場合、または、法第4条第1項の土地の形質変更届を提出後に工事等により新たな地歴が生じる場合にはこの限りではない。

5 調査対象地

調査対象地の概要及び地図は別紙のとおり。

なお、水試は、有害物質使用特定施設である。また敷地の主要部分は、昭和44年頃に公有水面の埋め立てにより造成された土地である。

6 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたっては関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

7 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、業務が完了し、又は業務委託契約が解除された後についても同様とする。
- (2) 受託者は、業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

8 官公署等への手続き等

業務に必要な官公署等への手続き等は、受託者において処理すること。

第2節 調査の実施

1 技術管理者

- (1) 受託者は、香川県内の技術管理者を選任し、水試に報告すること。
- (2) 技術管理者は、土壤汚染状況調査等の技術上の管理を司る者で、環境省令に定める基準に適合する者で、「技術管理者証」を有すること。

2 計画書等の提出

- (1) 受託者は、調査に着手する前に、調査計画書を提出すること。
提出に際し、水試の研究業務等に影響のないよう、事前に確認しておくこと。
- (2) 受託者は、調査計画書の重要な内容を変更する場合には、その理由を明確にした上で、その都度水試に調査変更計画書を提出すること。

3 確認

受託者は、水試が指示する場合には関係機関に連絡し、確認を受けること。

4 土地への立入り等

- (1) 受託者は、現地調査等のため第三者の敷地内に立ち入る場合は、土地の所有者、管理者又は占有者の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、第三者の敷地内への立ち入り又は対象地周辺住民、地元精通者等への聞き取り調査を実施しようという場合は、事前にその旨を水試に申し出て指示を受けるとともに、無用な風評やトラブルの発生を避けるよう留意すること。
- (3) 受託者は、現地調査等を行なう場合は、常に名札や作業着等を着用し、社員証等を携帯して身分を明らかにできるようにすること。

第2章 地歴調査

第1節 一般的事項

1 調査の方法

調査の方法は、ガイドライン等によること。調査を始める前に調査方法等必要な事項について水試と協議するとともに、調査内容について疑義が生じた場合は、水試及び関係機関と協議すること。

2 記録写真

受託者は、各調査箇所の現地状況を撮影したものを、見やすく整理して提出すること。

3 水試が提供する資料等

業務の実施にあたり、水試が提供した資料等については、業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）に添付するなどのため水試の承諾を得たもののほかは、業務完了後速やかに返却（電子データについては削除）すること。

第2節 特記事項

1 調査項目及び調査手順

地歴調査において、なすべき調査の項目及びその手順についてはガイドライン等によるが、特に「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（令和4年8月31日付け環水大水発第2208311号）に留意すること。

また、環境省の「地歴調査チェックリスト」を活用するなどにより、適切に行うこと。

2 業務内容

- (1) 土壤汚染に係る土地利用履歴資料の収集
- (2) 現地調査及び聴取調査
- (3) 成果報告書の作成

試料採取等を実施するための調査数量、試料採取位置平面図を含むものとする。

第3章 成果報告書及び提出資料

1 一般的事項

成果報告書の修補に要する費用は受託者の負担とする。

2 著作権について

- (1) 提出資料等のうち、著作権者による承諾等が必要なものについては、受託者の責任において適切に手続すること。
- (2) 水試は、業務の成果を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

3 提出資料について

- (1) 下記の資料について、原則として日本産業規格A列4番で、成果報告書として3部提出すること。
 - ・土地履歴調査概要
 - ・土地履歴調査年表
 - ・対象地位置図
 - ・現在の土地利用状況及びその周辺の土地利用状況
 - ・試料採取等対象物質の種類を選定結果
 - ・土壤汚染のおそれの区分の分類結果

- ・ 試料採取等を行う区画の選定結果
- ・ 試料採取等を実施するための調査数量・試料採取等位置平面図
- ・ 写真、地図等
- ・ 履歴等調査における根拠資料
- ・ 複製承認書及び複製使用承諾書
- ・ その他、水試が指示する書類

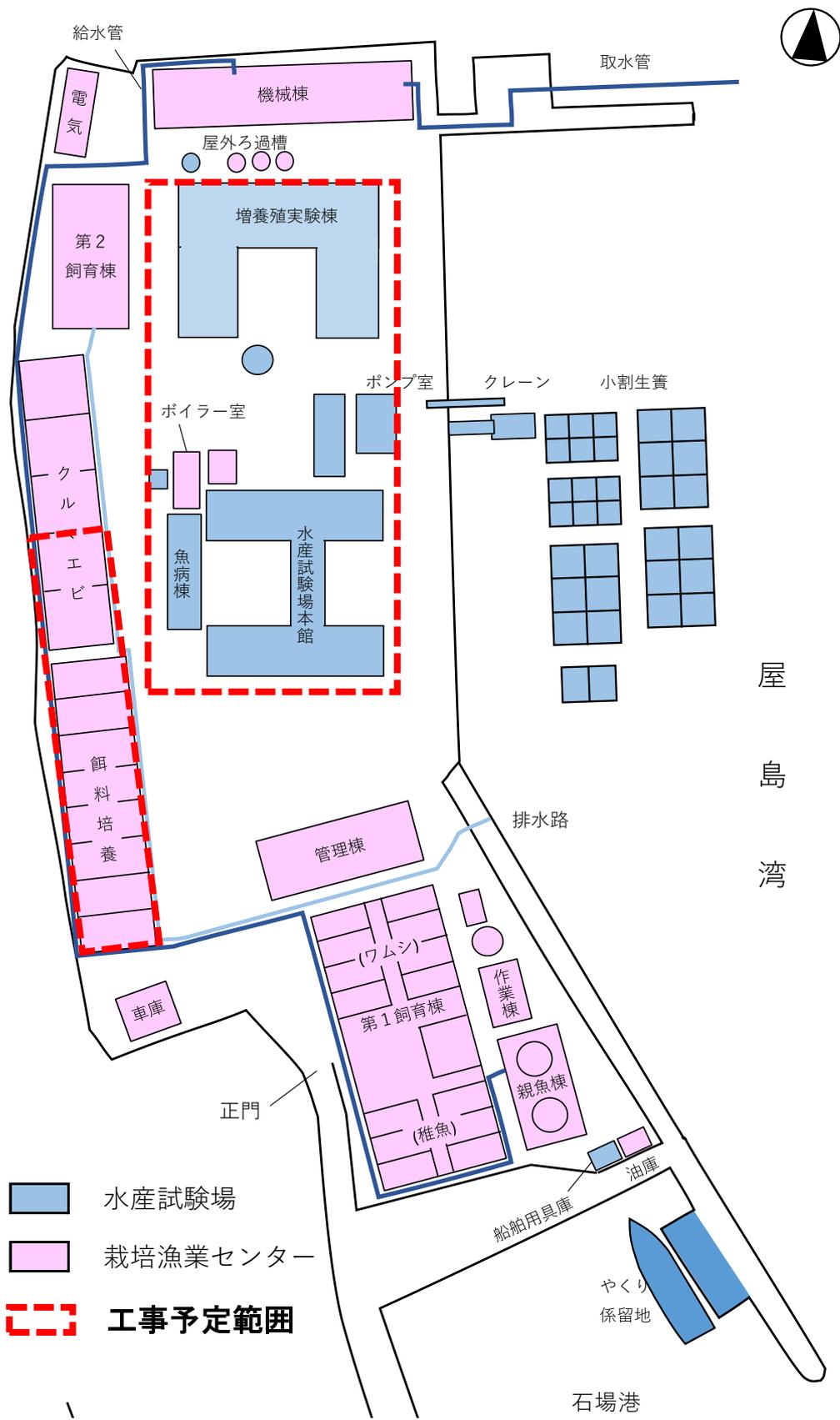
(2) 記録写真のネガフィルム又は電子データファイルは、写真番号からの検索ができるように整理して提出すること。

4 提出期限

提出期限は、令和7年1月31日とする。

土地

番号	所在	地目	地積 (㎡)	工事面積 (㎡)	備考
1	高松市屋島東町字間家 75-2	雑種地	76.00		
2	高松市屋島東町字間家 75-3	雑種地	644.00		
3	高松市屋島東町字間家 75-4	宅地	3,014.66		
4	高松市屋島東町字間家 75-5	宅地	7,037.24	約 4,000	旧庁舎解体・ 新庁舎建築 予定
5	高松市屋島東町字間家 52-10	宅地	19.96		
6	高松市屋島東町字間家 52-20	宅地	28.76		
7	高松市屋島東町字間家 53-7	宅地	43.27		
8	高松市屋島東町字間家 53-8	用悪水路	66.00		
9	高松市屋島東町字間家 62-8	宅地	1.91		
10	高松市屋島東町字間家 63-1	宅地	72.67	約 900	コンクリート 水槽の一部を 解体予定
11	高松市屋島東町字間家 63-2	宅地	1,656.39		
12	高松市屋島東町字間家 73-4	宅地	941.60		
13	高松市屋島東町字間家 65-6	宅地	15.80		
14	高松市屋島東町字間家 73-7	宅地	323.69		
15	高松市屋島東町字間家 73-8	宅地	65.55		
16	高松市屋島東町字間家 63-8	宅地	15.33		
17	高松市屋島東町字間家 63-9	宅地	25.28		
合計			14,048.11	約 4,900	



- 水産試験場
- 栽培漁業センター
- 工事予定範囲

屋
島
湾

石場港